

全国知事会の要請項目に対する政権の取組状況と課題【参考資料】

知事会要請項目	取組状況	課題
① 地方分権改革の強化		
○国のかたちを変える地方分権改革の積極的推進	○地方分権改革推進本部を設置、その下に地方分権改革有識者会議を設置 ○地方分権改革に関する提案募集方式・手挙げ方式を導入	
○国の出先機関のブロック単位での丸ごと移管を推進するための法律の早期制定 ○直轄道路・直轄河川やハローワークなどの事務の移管の実現、国の出先機関移管の断行	○前政権において閣議決定された国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案は手つかず ○国から地方への事務・権限の移譲等を実現（第4次一括法成立） ○直轄道路・河川の移譲に係る財源措置を含めた考え方を整理し、移管に向けた個別協議を開始 ○ハローワークの移管は希望する地方自治体への求人情報のオンライン提供に止まる	○国の出先機関の地方移管の推進 ○農地転用やハローワークなど地方からの要望の強い分野に係る権限移譲 ○事務・権限の移譲に伴う確実な財源措置
○農地転用など土地利用規制や、保育所など福祉施設に関する義務付け・枠付けなどの見直し	○平成 26 年を目途として農地転用事務の実施主体等について検討 ○義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲を実現（第3次一括法）	○農地転用を含む土地利用に関する事務・権限の移譲、国の関与の廃止 ○地域の実情に応じた施設の設置・運営に支障を来す場合がある「従うべき基準」の参酌基準化
② 地方安定財源の確保		
○給与引下げの要請手段として行った地方交付税の削減は二度と行ってはならない	○地方公務員給与引き下げを要請するための地方交付税の削減措置を廃止	
○臨時財政対策債のあり方の全面的な見直し ○地方交付税について法定率の引上げを含めた抜本的な見直し ○安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保	○地方の財源不足に関して地方交付税法に定める法定率の引上げは行われず、国と地方の折半ルールが継続 ○臨時財政対策債の総額は減少したが制度は存続 ○歳出特別枠及びそれに伴う国の別枠加算が一部縮小されたが、地域の元気創造事業を創設し実質的に従来の特別枠の水準を確保	○法定率の引上げを含めた地方交付税の抜本的な見直し ○危機対応モードから平時モードに切り替えるとする骨太方針の下での安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保 ○地域経済活性化・雇用対策、少子化対策等の財源の地方財政計画への的確な反映
○税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築、地方税財源の充実強化と偏在の是正のための仕組みの早期実現	○法人住民税法人税割を一部国税化し、交付税原資化する税源の偏在是正を実施 ○偏在是正により生じる財源を活用し、地方財政計	○偏在性は小さいが、一人当たり税収で最大2倍の格差がある地方消費税の引上げにより拡大する不交付団体と交付団体間の財政力格差の是正

知事会要請項目	取組状況	課題
<p>○地方法人特別税の廃止等を図ることを基本として検討</p> <p>○地方消費税を含む税制の抜本見直しや地方交付税の充実など地方税財政の強化</p>	<p>画に歳出を計上</p> <p>○地方法人特別税の規模を2/3に縮小し、法人事業税に還元</p> <p>○地方消費税の引き上げ、消費税の交付税法定率分の充実</p> <p>○軽自動車税をH27以降の新規取得車から税率を1.5倍に引き上げ</p> <p>○自動車取得税の税率引き下げ（消費税率10%時に廃止）、環境性能課税を自動車税の取得時の課税として消費税率10%引き上げ時から実施</p> <p>○歳出特別枠は実質的に水準が維持されたものの別枠加算が縮小され地方交付税の充実には至らず</p>	<p>○暫定的な措置として導入された地方法人特別税・譲与税制度の廃止等</p> <p>○自動車取得税の廃止と同時の自動車税の見直し等による安定的な代替税財源の確保</p> <p>○森林吸収源対策や地球温暖化対策に地方団体が果たす役割を適切に反映した安定的かつ恒久的な地方税財源の充実・強化</p>
<p>③ 国と地方の協議の場の充実</p>		
<p>○「国のかたち分科会（仮称）」の設置</p> <p>○分野別の常設分科会の設置</p>	<p>○国と地方の協議の場は本会議のみの開催</p>	<p>○国のかたち分科会（仮称）の設置</p> <p>○分野別の常設分科会の設置</p>
<p>④ 震災復興・災害に強く安全で活力ある国土づくり</p>		
<p>○復興交付金等の包括交付金化</p>	<p>○基幹事業の採択の範囲を拡大</p> <p>○効果促進事業等の対象拡大、見直し（事業実施主体に関する運用の弾力化、一括配分の見直し）</p>	<p>○復興交付金のさらなるの自由度の拡充、要件緩和</p> <p>○復興交付金のワンストップ化</p>
<p>○「南海トラフ巨大地震対策特別措置法」及び「首都直下地震対策特別措置法」の制定</p>	<p>○南海トラフ地震対策特別措置法、首都直下地震対策特別措置法制定</p>	
<p>○中長期のエネルギー政策の方針の早期確立</p> <p>○シビアアクシデント対策、高経年化原子炉対応等の安全対策の強化、再稼働に関する納得の得られる判断、原子力発電所の周辺自治体が講じるべき対策の明確化及び必要な財政措置、使用済燃料の処分方法の確立、原子力防災対策の強化</p>	<p>○エネルギー基本計画を決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発を「重要なベースロード電源」と位置付け ・原子力規制委員会の審査で安全性を確認の上、再稼働 ・電源別（エネルギーミックス）の具体的な比率の明示の先送り ・原発を引き続き活用する方向に回帰 ・使用済み核燃料を再利用する核燃料サイクル政策を引き続き推進 	<p>○原子力発電所の再稼働についての具体的な手続の明確化</p> <p>○再稼働にあたり引き続き動向を注視（地域の安全を第一とし、安全性の確認だけでなく、防災対策やエネルギー政策上の必要性等を十分に考慮し、国が責任を持って判断するとともに、判断に至った経緯や結果について、国民や地方公共団体に十分な説明を行い、理解を得る必要がある）</p> <p>○福島第一原発事故の検証・総括</p>

知事会要請項目	取組状況	課題
<p>○多重型国土軸による新たな国土構造の構築</p>	<p>○新たな「国土のグランドデザイン」策定</p> <p>○国土強靱化基本法制定、国土強靱化政策大綱策定、国土強靱化基本計画を決定</p> <p>○公共事業予算の増額（インフラ老朽化対策や事前防災対策を強化、代替性確保のための高規格幹線道路等の整備を推進）</p>	<p>○国土強靱化に係る事業を実施するための建設産業等の現場を担う人材の継続的な育成・確保、財政支援措置の拡充</p>
<p>○国による法整備、財政的支援の下、全国の緊急防災・減災事業の展開</p>	<p>○緊急防災・減災事業を継続（H26～28）</p>	<p>○緊急防災・減災事業のための安定的・継続的な財政措置</p> <p>○広域かつ重要性が高い国家的課題（重要な産業施設の防災対策、国土軸の複線化等）への対応</p>
<p>⑤ 道州制</p>		
<p>○当事者たる地方の意見を十分反映すべき</p> <p>○国民的議論を十分に尽くすこと</p> <p>○「中央府省」の解体再編を含めた中央政府そのものの見直しが大前提</p> <p>○財政調整のあり方を含め、具体的な格差是正の方策の提示</p> <p>○国と地方の役割分担の抜本的な見直し</p>	<p>○道州制推進基本法案（骨子案）を提示</p> <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道州制の導入を前提とせず、道州制の在り方を検討するための国民会議を設置 ・道州制の根幹部分である重要事項の検討は国民会議に委ねる <p>〕</p>	<p>○全国知事会意見の基本法案への反映</p> <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"> ○今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿、中央府省の解体再編・国の出先機関廃止、格差是正の仕組みなどについて基本法案（骨子案）に明記されていない。（根幹部分のほとんどが国民会議へ委ねられている。） ○道州制の検討に当たって、国民的議論が行われていない。 <p>〕</p>
<p>⑥ 地方自立自治体</p>		
<p>○設置が義務づけられている教育委員会の選択制</p> <p>〔</p> <p><注> H25. 7. 9 全国知事会議における議論を踏まえ、H25. 7. 23 の文教常任委員会において、教育委員会の選択制から、教育行政の最終的な責任者は首長とし、その上で教育長・教育委員会の役割・位置づけを明確化するなど知事会の方針が見直された。</p> <p>〕</p>	<p>○地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置（任期は3年） ・首長は議会の同意を得て教育長を任命、罷免 ・首長が総合教育会議を設置（首長、教育委員会により構成）し、教育行政の大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整 ・緊急の必要がある場合に文部科学大臣による教育委員会に対する是正指示ができることを明確化 <p>※教育委員会は執行機関、職務権限は従来どおり</p>	<p>○国の制度の運用状況を注視</p>
<p>○「スーパー総合特区（仮称）」の創設</p>		<p>○国が地域を絞り込んで選別するのではなく、地域が主体的かつ責任ある取り組みを行うことができるような特区制度の充実・改善</p>

知事会要請項目	取組状況	課題
<p>⑦ 地域経済対策と雇用対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域経済対策の推進 ○「雇用創出基金」など地方の自主性が発揮できる財源の確保・充実 ○地域の多様性に基づくイノベーションと新産業の創出やグローバル社会に対応した人材の育成・集積 	<ul style="list-style-type: none"> ○日本経済再生に向けた第三の矢である新たな成長戦略「日本再興戦略」を策定、改訂 ○日本経済再生に向けた緊急経済対策及び好循環実現のための経済対策を実施 ○地域の実情に応じた創意工夫による多様な「人づくり」を支援する「地域人づくり事業」を創設 ○地域の産業競争力強化等について主体的に検討し、国の政策決定プロセスに反映させる国と地方が一体となった体制を構築（地方産業競争力協議会） 	<ul style="list-style-type: none"> ○建設業、外食産業、福祉関係などの分野での人材不足の解消 ○国の経済財政政策に地域の意見を反映させる仕組みの構築 ○新たな国土構造の構築など地域間格差の是正 ○人づくりのための基金の増額や期限の延長、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組を可能とする要件の見直し ○地方産業競争力協議会が策定した地域戦略を具現化する取組に対する総合的支援 ○地域からの提案を実現させる大胆な規制緩和
<p>⑧ TPP協定への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民に対する十分な情報提供と明確な説明 ○農林水産業の再生・強化に向け、国の責任による安定した財源の確保を含めた具体的かつ体系的な対策の明確化と実行 ○地方の意見を十分に聴き、国民合意を得た上でTPP協定参加の可否について判断 ○東日本大震災からの復興を目指す被災地域の活力を損なうことのないよう慎重に対処 	<ul style="list-style-type: none"> ○全国知事会や都道府県が主催するTPPに関する説明会での内閣官房職員による説明を実施 ○コメ生産調整の見直しや農林水産品・食品の輸出倍増などを盛り込んだ「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定 ○農家の所得向上を実現するため、農協組織等の見直しや農林水産物の輸出拡大を柱に据え、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂 ○農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、日本型直接支払の取組を法律に位置付け ○農業生産の大規模化など競争力強化を推進する農地中間管理機構の設立関連法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○国民に対する情報提供と説明の一層の充実 ○TPP協定への参加如何にかかわらず、地方の基幹産業であり、多面的な機能を有する農林水産業の再生・強化に向けて十分な効果が発揮される施策の実施